

**参考資料****<出席停止となる感染症について>令和2年4月変更**

下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いとなります。病院で診断を受けた場合は学校へお知らせください。

感染症が治って登校する際には「治癒証明書」の提出をお願いします。

**尚、インフルエンザ、溶連菌感染症については病院の治癒証明書はいりません。学校から用紙をお渡ししますので、保護者の方が記入をして提出してください。**(学校ホームページよりダウンロードしてご利用いただくことも可能です)

病名	治癒証明書の扱い
<ul style="list-style-type: none"><li>・麻疹（はしか）</li><li>・風疹</li><li>・百日咳</li><li>・結核</li><li>・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li><li>・水痘（水ぼうそう）</li><li>・咽頭結膜熱（プール熱）</li><li>・感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）</li></ul>	<b>病院で「治癒証明書」を発行してもらい、登校時に提出する。</b> (用紙の指定なし)
<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ</li><li>・溶連菌感染症</li></ul>	<b>保護者が「治癒証明書」に記入して、登校時に提出する。</b> (学校から用紙を配付)
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症 (感染、感染の疑い、濃厚接触、予防を含む)</li></ul>	現在検討中 (登校の判断は病院および保健所の指示に従う)
<ul style="list-style-type: none"><li>・その他の感染症</li></ul>	<u>原則として通常の病欠と同じ扱い。</u> (証明書等の必要なし) <u>「感染の恐れがあるため出席停止」と医師の指示があった場合のみ出席停止。</u> 出席停止とする場合は、 <b>病院で「治癒証明書」を発行してもらい、登校時に提出する。</b> (用紙の指定なし)